

平成26年度予算の編成方針を次のとおり決定する。

平成25年10月29日

防府市長 松浦正人

国の動向

国は、6月14日に「経済財政運営と改革の基本方針」を閣議決定し、デフレからの早期脱却と「再生の10年」に向けた基本戦略として、相互に補強し合う関係にある「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の「三本の矢」を一体として推進し、民需主導の持続的成長の実現などにより、今後10年間の平均で名目GDP成長率3%程度、実質GDP成長率2%程度の成長を目指すとしている。

さらに、8月8日には「中期財政計画」を閣議了解し、財政健全化に向けて国と地方を合わせた基礎的財政収支を平成32年度までに黒字化させる目標を掲げ、平成27年度までの予算においては、施策の優先順位を洗い直した上で、無駄を最大限縮減しつつ、税収等の動向も踏まえ、優先度の高い施策について重点化を図るとしている。また、地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源の総額については、国の歳出の取組と基調を合わせつつ、平成26年度及び平成27年度において、平成25年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的な確保をするとしている。

なお、国の予算編成については、9月に各省からの概算要求が取りまとめられたところであるが、消費税率引上げ分の税収を財源とする社会保障の充実・安定化に関する予算については、10月1日に消費税率引上げが決定されたことから、今後も国の予算編成の動向を注視していく必要がある。

本市の財政状況

本市では、これまで行政改革大綱に基づき、定員管理の適正化や事務事業の見直しなど様々な行財政改革に取り組むことで大きな効果を上げてきており、平成24年度決算においては、市税収入が固定資産税の減少などにより前年度比1.7%減となり4年連続の減少となったものの、実質収支は約10億円の黒字となり、財政調整基金残高は約51億円となった。また、財政の健全性を判断するための指標である、実質公債費比率は4.4%、将来負担比率は3.2%といずれも前年度を下回り、良好な数値となっている。

しかしながら、今後5年間の財政状況を推計した「中期財政計画」では、平成26年度において、歳入では国の経済政策などの影響により市税収入は増加に転じると見込まれるものの、歳出においては、社会保障関係費の自然増により引き続き扶助費は増加すると見込まれる。また、計画の半ば以降には、これまで実施してきた廃棄物処理施設建設事業や小・中学校施設の耐震化事業等の大型事業に係る地方債や臨時財政対策債の発行により公債費が増加するなど、一般財源は毎年不足することが見込まれる。

さらに、高度経済成長期に建設した多数の公共施設が老朽化による更新時期を迎えており、それらの更新等にかかる費用は、今後、多額に上る見込みである。

このような状況の中、全ての職員が財政見通しの厳しさについて強く認識した上で、これまでの行財政改革の取組を発展的に継承しつつ、新たに経営の視点を取り入れた「行政経営改革」として更なる改革に取り組み、中長期的な負担にも耐えうる健全な財政基盤の構築を目指すとともに、限られた財源の中で、市民ニーズを的確にとらえ、最も効率的かつ効果的な事業を実施し、市民満足度をより高めていく必要がある。

予算編成の基本方針

平成26年度の当初予算においては、財政見通しが厳しい状況を踏まえ、持続可能な行政運営のため財政の健全性を堅持しつつ、第四次防府市総合計画に掲げる将来都市像「人・まち元気 誇り高き文化産業都市 防府」を築くための諸事業の着実な推進を図る。また、参画と協働のもと、活気あふれるにぎわいと健やかでやすらぎに満ちた市民が誇りを持てるふるさとを目指し、自助・共助・公助の連携による「安全で美しいまちづくり」を推進する予算として、次に掲げる基本方針により、新年度予算を編成する。

<基本方針>

- 1 「環境・教育・観光・活性化・子育て・健康・防災」を重要施策として位置づけ、これまでの成果を活かしながら、より戦略性のある施策として着実に推進すること。
- 2 特に、安全・安心な市民生活の確保のための防災・減災対策を進めるとともに、美しいまちを目指して、循環型社会の構築や生活環境の充実を図るための諸施策に積極果敢に取り組むこと。
- 3 様々な社会経済情勢の変化の中で多様化する市民ニーズや行政課題を的確にとらえ、一層のスピード感を持って、効率的・効果的な対応策を展開すること。

予算要求の基本的な考え方

(予算の要求)

- 1 平成26年度当初予算は、限られた財源を効率的かつ効果的に活用できるよう、部局内でスクラップ・アンド・ビルド等の検討を行った上で予算要求すること。新規事業については、補助・単独を問わず、実施計画等により庁内合意を得たものを基本とし、既存事業については、行政評価や決算などにおける課題を考慮するなどPDCAサイクルを念頭に置き、有効性、費用対効果等あらゆる角度から再検証をした上で、適正な予算の計上に努めること。

また、消費税及び地方消費税については、税率の引上げ分を適切に反映させて計上すること。

(通常予算)

- 2 通常予算として編成するので、年間見通しに基づき、予定されるすべての収入及び支出を的確に把握し、計上すること。

(総合計画との整合性)

- 3 事業選択に当たっては、「第四次総合計画の基本計画」との整合性を図るとともに、緊急性、効率性、市民満足度の向上の観点などから事業を見直し、必要なものを計上すること。また、懸案の事業などで特に問題を含んでいるもの又は複数の部局に関係する事業などについては、事前に関係機関又は関係部局と十分に協議すること。

(自治基本条例との整合性)

- 4 「防府市自治基本条例」で定めた市政に関する基本的な事項に留意し、予算への所要額の反映・計上に努めること。

(参画及び協働の推進に関する条例との整合性)

- 5 「防府市参画及び協働の推進に関する条例」で定めた参画と協働を推進するための基本的な事項に留意し、予算への所要額の反映・計上に努めること。

(行財政改革)

- 6 行財政改革については、将来にわたって持続的に財政の健全性が堅持されるよう、新たに経営の視点を取り入れた「行政経営改革」として、引き続き、重点的に取り組むこととするので、再度、足元からの見直しを行い、次の点に、特に留意すること。

(1) 新たな自主財源等の確保

遊休資産の処分に努めるとともに、創意工夫をこらした広告掲載事業の一層の拡充など、新たな財源の確保に積極的に取り組むこと。

(2) 事務処理コストの抑制

時間外等勤務手当及び臨時職員の賃金については、引き続き削減の対象とするので、今一度、原点に立ち返り、各課所管事務事業の見直しや休・廃止等を検討した上で、計上すること。

(3) 補助金等の見直し・受益者負担の適正化

補助金等及び受益者負担については、社会経済状況の変化を踏まえ、必要性、公平性、費用対効果、金額の適正化などの観点から検証し、見直し可能なものについては、予算への反映に努めること。また、補助金の創設に当たっては、経費負担のあり方、必要性、緊急性、費用対効果などの面から十分に検証するとともに、終期を設定すること。

(入札の適正化)

- 7 随意契約については、地方自治法においても契約の例外的な取扱いとして位置づけられており、事務処理の指針である「随意契約ガイドライン」に従って、その必要性等を改めて検証し、見積合わせ、入札制度への移行について必ず検討すること。やむなく一者随契とする場合は、必ず契約内容、仕様、設計内容等の見直しを行い経費の節減を図るよう努めること。

(国・県の動向)

- 8 国・県補助金等については、積極的な活用を図り、国や県の制度改革や予算編成の動向を注視して適切な額を計上すること。なお、国・県の補助金が廃止又は縮小された事業にあつては、基本的に市においても同様に扱うものとし、市単独事業に振り替えないこと。

(その他)

- 9 特別会計及び外郭団体においては、財政健全化法による「健全化判断比率」算定の対象となっており、これまで以上に財政の健全化に向け努力すること。

(1) 特別会計

一般会計に準じて見積もり、計上すること。特に、事業収入の増加、経営の合理化に積極的に取り組み、独立採算性の堅持、将来に向けた収支の均衡保持に努めること。

(2) 外郭団体

市と同様の考え方で対応していくこととするので、必要性を含め、事業全般について見直すよう指導、助言すること。

(3) 指定管理者

指定管理者制度を導入している公共施設について、担当部局は「防府市指定管理者制度ガイドライン」に基づくモニタリングの結果を精査して管理運営状況を把握するとともに、必要に応じて改善措置を講じるよう指示等を行うこと。また、次期指定管理者の選定に反映させる部分があれば、募集要項の作成等に反映させること。